

9 その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

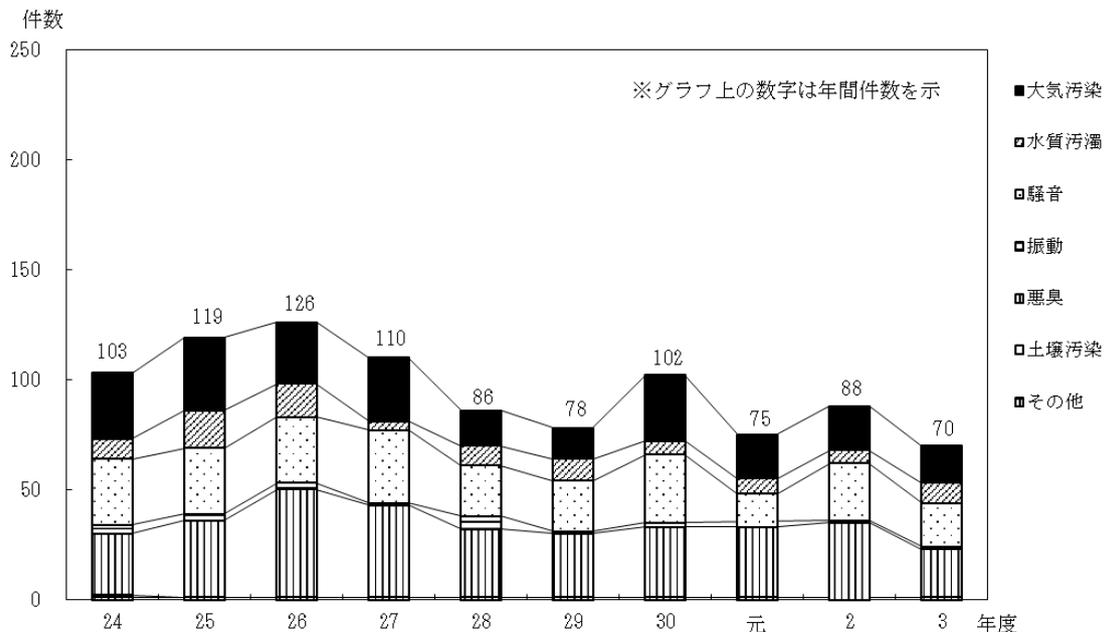
本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間 : 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月

3 公害苦情の概況

(1) 苦情件数

令和 3 年度の公害苦情の申立件数は 70 件で、前年度（88 件）に比べて、18 件減少しました。



図－1 過去 10 年間の種類別苦情件数

(2) 公害種類別の内訳

令和 3 年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図－1 のとおりです。

件数が多い順に悪臭 22 件（約 32%）、騒音 20 件（約 29%）、大気汚染 17 件（約 24%）、水質汚濁 9 件（約 13%）、振動 1 件（約 1%）、その他 1 件（約 1%）となりました。

なお、令和 2 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 8 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 5 万 6 千件（約 69%）を占め、その内訳は騒音 35%、大気汚染 31%、悪臭 20%、水質汚濁 10%、振動 4%、土壌汚染等 0.3%となっています。